

# 島根県報

第一、四六八号  
平成十五年五月九日  
(金曜日)

## 目次

### 告示

生活保護法の規定による介護機関の指定

土地改良区の役員就任

土地改良区の定款変更の認可

換地処分

保安林の指定(二件)

解除予定保安林

漁業災害補償法に規定する加入区の設定の一部改正

公有水面埋立免許の出願

道路の区域の変更

道路の供用開始

### 公告

管理美容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の指定

平成十五年度改良普及員資格試験の実施

基本測量の終了

公共測量の終了

都市計画の変更案の縦覧(三件)

都市計画の決定案の縦覧

環境影響評価準備書の縦覧(二件)

### 教委告示

島根県指定有形文化財の指定

(健康福祉総務課)

(農村整備課)

( "

( "

(森林整備課)

( "

(水産課)

(漁港漁場整備課)

(道路維持課)

( "

(薬事衛生課)

( "

(農業経営課)

(用地対策課)

( "

(都市計画課)

( "

( "

( "

( "

(文化財課)

島根県指定天然記念物の指定

### 人委告示

平成十五年島根県職員(大学卒業程度)採用試験の実施

実施

平成十五年島根県警察官(男性・大卒)採用試験の実施

実施

### 正誤

平成十五年四月二十五日付け島根県報第一、四六四号

中 (水産課) 一七

平成十五年三月二十八日付け島根県報号外第五一号中

(漁港漁場整備課) 一七

## 告

## 示

### 島根県告示第四百五十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十五年五月九日

島根県知事 澄田信義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者	名 称	主たる事務所の所在地	実施する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所		指定年月日
				名 称	所 在 地	
有限会社 矢田商店		平田市平田町六九八	福祉用具貸与	有限会社 矢田商店 倶楽夢 平田店 福祉事業部	平田市平田町一六四六	平成十五年三月一日
木島良民		大田市久手町刺鹿二七三二	居宅介護支援事業	木島医院 久手居宅介護支援事業所	大田市久手町刺鹿二七三二	平成十五年三月三十一日
社会福祉法人おおつか福祉会		出雲市江田町二七八番地	介護老人保健施設	介護老人保健施設もくもく	出雲市江田町二七八番地	平成十五年四月一日
社会福祉法人おおつか福祉会		出雲市江田町二七八番地	短期入所療養介護	介護老人保健施設もくもく	出雲市江田町二七八番地	平成十五年四月一日
社会福祉法人おおつか福祉会		出雲市江田町二七八番地	通所リハビリテーション	介護老人保健施設もくもく	出雲市江田町二七八番地	平成十五年四月一日
有限会社 三晃		浜田市下府町一五七九番地二	訪問介護	有限会社 三晃	浜田市下府町一五七九番地二	平成十五年三月三十日
有限会社 アミーゴ島根		八束郡宍道町佐々布二一三〇番地一	痴呆対応型共同生活介護	グループホームゆりさわ	八束郡宍道町大字佐々布二一三〇番地一	平成十五年四月二日
社会福祉法人 吾郷会		邑智郡邑智町大字滝原一六七番地一	居宅介護支援事業	サンデイズ居宅介護支援事業所	大田市大田町鳥井一八八一	平成十五年四月一日

島根県告示第四百五十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から役員就任の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十五年五月九日

島根県知事 澄 田 信 義

八束郡八雲村土地改良区

一 就任した役員氏名及び住所

理事

二 就任年月日  
矢野 秀行 八束郡八雲村大字日吉七八番地  
平成十五年三月三十日

平成十五年三月三十日

島根県告示第四百五十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、鹿足郡津和野町土地改良区の定款変更を平成十五年四月二十五日付けで認可した。

平成十五年五月九日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第四百五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第三項の規定により、八束郡鹿島町土地改良区理事長から七田地区における換地処分を平成十五年四月二十一日付けで行った旨の届出があったので、同条第四項の規定により告示する。

平成十五年五月九日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第四百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により保安林の指定をするので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年五月九日

島根県知事 澄 田 信 義

一 保安林の所在場所

大田市川合町川合字芋原三六二五の二、三六四〇の一、三六四一、三六四三の一、三六四三の二、三六四四、三六四五、三六六三の三、三六六五甲、三六六五甲一、三六六五の二、三六六六の一、五一〇七、五一一三、五一一五、五一二八から五一三二まで、五一三三から五一三六まで、五一三七の一、五一三八の一、五一三八の二、五一四〇の一、五一五四、五一五六の一、五一五七の一、五一五八、五一五九、五一六二、五一六三、五一六五、五一六六、五一六六の一、五一六七、字石井四六八九の三から四六八九の五まで

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第四百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により保安林の指定をするので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年五月九日

島根県知事 澄 田 信 義

一 保安林の所在場所

能義郡伯太町大字須山福富三三〇から三三五まで、三三七から三四一まで、三四七の二、三五三の二、三五四、三五五、三五八、三五八統一、三五九、三六一、三六二、一六四から一六八まで、一一六八内一、一一六九、一一六九内一、一一七〇から一一七三まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び伯太町役場に備え置いて縦

覧に供する。)

島根県告示第四百六十一号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年五月九日

島根県知事 澄 田 信義

一 解除予定保安林の所在場所

八束郡八雲村大字熊野四四九四の四

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第四百六十二号

漁業災害補償法に規定する加入区の設定(平成十四年島根県告示第九十一号)の一部を次のように改正し、平成十五年五月九日から施行する。

この告示による改正後の規定は、その共済責任期間の開始日が平成十五年五月十六日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が平成十五年五月十五日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

平成十五年五月九日

島根県知事 澄 田 信義

漁業災害補償法第百四条第二号に掲げる漁業の表六の項漁業の区分の欄の5を次のように改める。

- 5 1 に掲げる漁業以外の漁業で大社町大字杵築東、大字杵築南、大字杵築西、大字杵築北、大字北荒木、大字修理免及び大字中荒木並びに出雲市外園町の者が営む漁業

島根県告示第四百六十三号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条の規定に基づき、次のとおり公有水面埋立免許の出願があったので、同法第三条第一項の規定により告示する。

その関係図書は、縦覧場所において告示の日から三週間一般の縦覧に供する。

平成十五年五月九日

島根県知事 澄 田 信義

一 出願人

松江市殿町一番地

島根県 代表者 島根県知事 澄田信義

二 埋立区域及び埋立に関する工事施行区域

1 埋立区域

(1) 位置

隠岐郡都万村大字津戸字小畑一三〇三番地五地先の公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次直線で結ぶ春分秋分の日満潮位(DL+〇・四一〇m)における公有水面と陸地との境界線及び、①の地点と⑥の地点を結ぶ春分秋分の日満潮位(DL+〇・四一〇m)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域。

- ①の地点 隠岐郡都万村大字津戸字四敷島・四敷島灯台の北東方七四〇mの「シャグリ隠岐シャグリ灯標(北緯三六度〇九分四二秒、東経一三三度一四分三六秒)」から二五度二三分五三秒に一、五〇七・一四mの地点

- ②の地点 ①の地点から四度二三分五六秒、一五・八六mの地点
  - ③の地点 ②の地点から七度四九分三二秒、四・三九mの地点
  - ④の地点 ③の地点から一三度二四分四七秒、三・四八mの地点
  - ⑤の地点 ④の地点から一七度一七分二〇秒、三・一〇mの地点
  - ⑥の地点 ⑤の地点から二二度二七分〇六秒、五・八一mの地点
- (3) 面積  
八七・七八㎡



〃		須川六日市線		鹿足郡津和野町大字邑輝一〇〇五番三地从先から同町大字山下八五九番一地从先まで		鹿足郡津和野町大字山下六五九番二地从先から同町大字中山七四五番地先まで		鹿足郡六日市町大字田野原四九六番地先から同大字四八七番一地从先まで	
後	前	後		前	後	後		前	
		B	A	A	B	A	A	B	A
四・二〇〇 一・二・四〇	四・二〇〇 五・二〇〇	一・一・〇〇〇 六〇〇・〇〇〇	三・三・〇〇〇 四〇〇・〇〇〇	三・三・〇〇〇 三三三・二〇〇	一・一・〇〇〇 六七〇・〇〇〇	四・八〇〇 五五〇・〇〇〇	三・四七四・〇〇〇	一・四二〇・〇〇〇	一・七九八・〇〇〇
〃	〃	ダブルウェイ		〃	ダブルウェイ	上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。		上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。	

島根県告示第四百六十五号  
道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する土木建築事務所において一般の縦覧に供する。  
平成十五年五月九日  
島根県知事 澄田信義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する土木建築事務所の名称	備考
一般国道	松江七類港線	邑智郡大和村大字長藤二一九番九地从先から同大字二一九番一四地先まで	九四・〇〇メートル	平成十五年五月九日	川本土木建築事務所	
県道	松江七類港線	松江市手角町一七五番三地从先から八束郡美保関町大字北浦七六九番一地从先まで	九四六・〇〇メートル	〃	松江土木建築事務所	

## 公 告

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条の四第二項及び美容師法（昭和三十三年法律第六十三号）第十二条の三第二項の規定に基づき、管理理容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

平成十五年五月九日

島根県知事 澄 田 信 義

## 一 主催者の名称及び所在地

財団法人 理容師美容師試験研修センター

東京都港区虎ノ門一丁目二十六番五号

## 二 会場の運営及び設営の窓口となる支部の名称及び所在地

財団法人 理容師美容師試験研修センター 島根県支部

島根県松江市大輪町四二〇―一

## 三 講習日程

第一日目 平成十五年九月二十二日

第二日目 平成十五年九月二十九日

第三日目 平成十五年十月六日

## 四 講習会場

島根県産業交流会館（くにびきメッセ）

島根県松江市学園南一丁目二番一号

## 五 受講料

一人一万四千円

島根県改良普及員資格試験に関する条例（昭和五十八年島根県条例第十一号）第二条の規定に基づき、平成十五年度改良普及員資格試験を次のとおり実施するので、島根県改良普及員資格試験に関する条例施行規則（昭和五十九年島根県規則第五十三号）第六条の規定により公告する。

平成十五年五月九日

島根県知事 澄 田 信 義

## 一 試験期日

## 1 筆記試験

平成十五年九月三日（水曜日）及び九月四日（木曜日）

## 2 口述試験

平成十五年九月四日（木曜日）

## 二 試験場所

## 1 筆記試験

松江市内中原町五十二番地 島根県職員会館

## 2 口述試験

松江市内中原町五十二番地 島根県職員会館

## 三 受験出願書類受付期間

平成十五年五月十九日（月曜日）から六月十三日（金曜日）まで（郵送の場合は、六月十三日までの消印があるものに限り受け付ける。）

## 四 受験資格

試験は、次の(一)から(四)までのいずれかに該当する者が受験することができる。

(一) 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学院若しくは大学（大学院及び短期大学を除く。以下同じ。）、改良普及員の養成の事業を行う農業講習施設（学校教育法による短期大学において農業若しくは家政（生活を含む。）（以下「農業等」という。）に関する正規の課程を修めて卒業した者又は知事がこれと同等の学力を有すると認められた者を受験資格とし、かつ、修業年限二年以上の者に限る。）若しくは財団法人農民教育協会鯉淵学園（農業経営科学科普及専攻及び生活栄養科学科普及専攻）を卒業（大学院における修業を含む。）した者又は試験の実施期日から起算して一年以内に当該課程を修めて卒業（大学院における修了を含む。）する見込みの者

(二) 学校教育法による短期大学、農業改良助長法による農業者研修教育施設及び改良普及員の養成の事業を行う農業講習施設（一）の農業講習施設を除く。）、蚕業改良指導員（農業改良助長法施行令（昭和二十七年政令第四百四十八号）附則第二項に規定する蚕業改良指導員をいう。）の養成の事業を行う蚕業講習所、学校法人自由学園最高学

部（修業年限が二年であるものに限る。）、「果樹試験場及び野菜・茶業試験場農業技術研修規程（昭和三十六年農林省告示第千三百六十号）」による研修機関又は旧農業技術研究所及び農業試験場農業技術研修規程（昭和三十四年農林省告示第四百十六号）による研修機関（以下「短期大学等」という。）において農業等に関する正規の課程を修めて卒業し、又は修了した者で、卒業又は修了後試験の実施期日までに、次のイ若しくはロに掲げる職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が二年（農業等に関する正規の課程の修業年限が三年である短期大学等の当該課程を修めて卒業し、又は修了した者については、一年）以上に達する者

イ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の農業等に関する試験研究機関又は学校教育法による高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）その他これと同等以上の教育機関における農業等に関する試験研究又は教育

ロ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体における農業等に関する技術についての普及指導

(三) 短期大学等において農業等に関する正規の課程を修めて卒業し、若しくは修了した者又はこれらと同等以上の学力を有することを入学又は入所の資格とする研修教育機関において農業等に関する課程を修めて卒業し、又は修了した者で、試験の実施期日までに、当該研修教育機関における修業年限と(二)のイ若しくはロに掲げる職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間との合計期間が二年（農業等に関する正規の課程の修業年限が三年である短期大学等の当該課程を修めて卒業し、又は修了した者については、一年）以上に達する者

(四) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は大学入学資格検定規程（昭和二十六年文部省令第十三号）による大学入学資格検定に合格した者で、卒業又は合格後試験の実施期日までに、(二)のイ若しくはロに掲げる職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が六年以上に達する者

(五) (一)から(四)までに掲げる者のほか、知事がこれらの者と同等以上の学歴及び経験を有すると認めたる者

五 受験手続

試験を受けようとする者は、受験願書に次に掲げる書類及び写真を添えて、松江市殿町一番地（郵便番号六九〇一八五〇一）島根県農林水産部農業経営課に提出すること。

(一) 履歴書

(二) 最終学校の卒業証明書、卒業見込証明書、修了証明書若しくは修了見込証明書又は大学入学資格検定規程による大学入学資格検定の合格証明書

(三) 四(二)から(四)までのいずれかに該当する者については、職務従事期間証明書

(四) 四(五)に該当する者については、知事の交付した受験資格認定書

六 試験を受けようとする者は、受験手数料三千六百円に相当する額の島根県収入証紙（消印をしないこと。）を受験願書の所定の箇所にはり付けること。

七 平成十五年度改良普及員資格試験実施要領を希望する者は、島根県農林水産部農業経営課に返信用封筒（住所及び氏名を記入し、百四十円に相当する額の切手をはり付けること。）を添えて申し込むこと。

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定に基づき、次の基本測量は、平成十五年三月三十一日に終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、同条第三項の規定により公告する。

平成十五年五月九日

島根県知事 澄 田 信 義

一 作業種類  
基本測量 電子基準点測量（電子基準点現地技術調査および設置作業）

二 作業期間  
平成十四年五月七日から平成十五年三月三十一日まで

三 作業地域  
松江市・益田市・能義郡広瀬町・大原郡木次町・簸川郡佐田町・邇摩郡温泉津町・邑智郡羽須美村・那賀郡弥栄村

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次の公共測量は、平成十五年三月二十四日に終了した旨平田市長から通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公



告する。

平成十五年五月九日

島根県知事 澄 田 信 義

一 作業種類

公共測量（基準点測量）

二 作業期間

平成十四年十月三日から平成十五年三月二十四日まで

三 作業地域

平田市中ノ島土地区画整理事業地内

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、公告の日から、縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に島根県に意見書を提出することができる。

平成十五年五月九日

島根県知事 澄 田 信 義

一 都市計画の種類

浜田都市計画道路

二 都市計画を変更する土地の区域

浜田市原井町、熱田町、内田町、穂出町、周布町、吉地町、西村町、折居町

三 縦覧場所

島根県土木部都市計画課及び浜田市役所

四 縦覧期間

平成十五年五月九日から同年六月九日まで

（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）の規定する休日は除く。）

縦覧時間 午前八時三十分から午後五時まで

五 意見書の提出期間及び提出場所

提出期間 平成十五年五月九日から同年六月二十三日まで

提出場所 縦覧場所と同じ

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、公告の日から、縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に島根県に意見書を提出することができる。

平成十五年五月九日

島根県知事 澄 田 信 義

一 都市計画の種類

三隅都市計画道路

二 都市計画を変更する土地の区域

三隅町大字折居、西河内、三隅

三 縦覧場所

島根県土木部都市計画課及び三隅町役場

四 縦覧期間

平成十五年五月九日から同年六月九日まで

（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）の規定する休日は除く。）

縦覧時間 午前八時三十分から午後五時まで

五 意見書の提出期間及び提出場所

提出期間 平成十五年五月九日から同年六月二十三日まで

提出場所 縦覧場所と同じ

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、公告の日から、縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に島根県に意見書を提出することができる。

平成十五年五月九日

島根県知事 澄 田 信義

一 都市計画の種類

仁摩都市計画道路

二 都市計画を変更する土地の区域

仁摩町大字大国町、天河内町、馬路町

三 縦覧場所

島根県土木部都市計画課及び仁摩町役場

四 縦覧期間

平成十五年五月九日から同年六月九日まで

（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）の規定する休日は除く。）

縦覧時間 午前八時三十分から午後五時まで

五 意見書の提出期間及び提出場所

提出期間 平成十五年五月九日から同年六月二十三日まで

提出場所 縦覧場所と同じ

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により、都市計画を決定しようとするので、同法第十七条第一項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、公告の日から、縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に島根県に意見書を提出することができる。

平成十五年五月九日

島根県知事 澄 田 信義

一 都市計画の種類

温泉津都市計画道路

二 都市計画を決定する土地の区域

温泉津町湯里大字湯里、温泉津大字小浜、福波大字今浦

三 縦覧場所

島根県土木部都市計画課及び温泉津町役場

四 縦覧期間

平成十五年五月九日から同年六月九日まで

（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）の規定する休日は除く。）

縦覧時間 午前八時三十分から午後五時まで

五 意見書の提出期間及び提出場所

提出期間 平成十五年五月九日から同年六月二十三日まで

提出場所 縦覧場所と同じ

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第四十条第二項の規定により読み替えて適用される同法第十四条第一項の規定により、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成したので、同法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される同法第十六条の規定により次のとおり公告し、当該準備書及びこれを要約した書類を縦覧に供する。なお、当該準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、島根県に意見書を提出することができる。

平成十五年五月九日

島根県知事 澄 田 信義

一 都市計画決定権者の名称

島根県

二 都市計画対象事業の名称、種類及び規模

名称 浜田三隅線

種類 一般国道（改築）

規模 延長 約十四・一キロメートル

三 都市計画対象事業が実施されるべき区域

起点 島根県浜田市原井町

終点 島根県那賀郡三隅町大字三隅

通過市町 浜田市、三隅町

四 環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

浜田市、三隅町

五 準備書の縦覧の場所、期間及び時間

縦覧場所 島根県土木部都市計画課、浜田市役所及び三隅町役場

縦覧期間

平成十五年五月九日から平成十五年六月九日まで

（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）の

規定する休日は除く。）

縦覧時間 午前八時三十分から午後五時まで

六 意見書の提出期間及び提出先

提出期間 平成十五年五月九日から平成十五年六月二十三日まで

提出先 縦覧場所と同じ

平成十五年五月九日

島根県知事 澄 田 信 義

一 都市計画決定権者の名称

島根県

二 都市計画対象事業の名称、種類及び規模

名称 仁摩温泉津線

種類 一般国道（改築）

規模 延長 約十一・三キロメートル

三 都市計画対象事業が実施されるべき区域

起点 島根県邇摩郡仁摩町大字大國町

終点 島根県邇摩郡温泉津町福波大字今浦

通過町 仁摩町、温泉津町

四 環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

仁摩町、温泉津町

五 準備書の縦覧の場所、期間及び時間

縦覧場所 島根県土木部都市計画課、仁摩町役場及び温泉津町役場

縦覧期間

平成十五年五月九日から平成十五年六月九日まで

（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）の

規定する休日は除く。）

縦覧時間 午前八時三十分から午後五時まで

六 意見書の提出期間及び提出先

提出期間 平成十五年五月九日から平成十五年六月二十三日まで

提出先 縦覧場所と同じ

教育委員会告示

島根県教育委員会告示第三号

島根県文化財保護条例（昭和三十年島根県条例第六号）第四条第一項の規定に基づき、

を提出することができる。

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第四十条第二項の規定により読み替えて適用される同法第十四条第二項の規定により、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成したので、同法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される同法第六条の規定により次のとおり公告し、当該準備書及びこれを要約した書類を縦覧に供する。

なお、当該準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、島根県に意見書を提出することができる。

次の有形文化財を島根県指定有形文化財に指定したので、同条第四項の規定により告示する。

平成十五年五月九日

島根県教育委員会委員長 中村 俊 郎

種別	名称	員数	所在地	所有者
考古資料	上野一号墳出土品	一括	松江市殿町	島根県

島根県教育委員会告示第四号

島根県文化財保護条例（昭和三十年島根県条例第六号）第三十一条第一項の規定に基づき、次の記念物を島根県指定天然記念物に指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成十五年五月九日

島根県教育委員会委員長 中村 俊 郎

種別	名称	員数	所在地	所有者
天然記念物	大波加島オオミズナ ギドリ繁殖地	一所	隠岐郡知夫村一五二	知夫村

人事委員会告示

島根県人事委員会告示第一号

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十八条第一項の規定に基づき、平成十五年島根県職員（大学卒業程度）採用試験を次のとおり実施する。

平成十五年五月九日

島根県人事委員会委員長 中村 寿 夫

一 受付期間

平成十五年五月十三日（火）～同年五月三十日（金）  
 受付時間は、午前八時三十分から午後五時まで（日曜日及び土曜日を除く）。郵送による場合は、五月三十日までの消印のあるものに限り受け付ける。インターネットによる場合は、五月二十三日（金）午後五時までに到着したものに限り受け付ける。  
 二 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
行政	十四名	島根県の諸機関に勤務し、一般行政事務に従事
心理	一名	島根県の諸機関に勤務し、児童、家族又は障害者の支援に関する心理診断・指導・相談等の業務に従事
児童福祉	二名	児童自立支援施設（わかたけ学園）、知的障害児施設（さざなみ学園、こくぶ学園）等に勤務し、児童の生活・スポーツ指導、介助（宿直を含む。）等の業務に従事
獣医師	七名	島根県の諸機関に勤務し、畜産業の振興、家畜の保健衛生等に関する試験研究又は食肉検査・食品の安全確保、動物の保護等の業務に従事
薬学	五名	島根県の諸機関に勤務し、医薬品の調剤・製剤業務、試験研究又は薬事に関する指導、食品の安全確保、生活衛生関係等の業務に従事
農業	四名	島根県の諸機関に勤務し、農業の振興、農業生産技術の普及指導、試験研究等の業務に従事
農業経営	二名	島根県の諸機関に勤務し、農業の振興、農業経営に関する普及指導、試験研究等の業務に従事
畜産	一名	島根県の諸機関に勤務し、畜産業の振興、畜産技術の普及指導、試験研究等の業務に従事
林業	一名	島根県の諸機関に勤務し、林業に関する知識・技術の普及指導、試験研究、治山事業等に関する企画、設計、施工管理等の業務に従事

水産	一名	島根県の諸機関に勤務し、水産業の振興、水産技術の普及指導、水産に関する試験研究等の業務に従事
農業土木	一名	島根県の諸機関に勤務し、土地改良・農地防災等に関する調査・設計・施工管理等の業務に従事
土木	四名	島根県の諸機関に勤務し、道路・河川・港湾・都市計画等に関する計画・設計・積算・施工管理等の業務に従事
建築	三名	島根県の諸機関に勤務し、建築・住宅行政を推進するとともに県有建築物に関する企画・設計・施工管理等の業務に従事
電気	一名	島根県の諸機関に勤務し、建築物に係る電気設備等に関する設計・施工管理又は防災行政無線設備の管理等の業務に従事
警察事務	四名	島根県警察本部又は警察署に勤務し、警察事務に従事

- (注) (一) 受験の申込みは、いずれか一の試験区分に限る。  
 (二) 申込受付後の試験区分の変更は認めない。  
 (三) 採用予定人員は、変更する場合がある。
- 三 受験資格  
 (一) 年齢、学歴、資格等

試験区分	年齢・学歴等
獣医師を除く全試験区分	次のいずれかに該当する者 ア 昭和四十九年四月二日から昭和五十七年四月一日までに生まれた者（平成十六年四月一日現在で、満二十二歳から満二十九歳までの者）。学歴不問 イ 昭和五十七年四月二日以降に生まれた者で、学校教育法に定める大学（島根県人事委員会が同等と認めるものを含み、短期大学を除く。）を卒業したもの又は平成十六年三月三十一日までに卒業見込みのもの

獣医師	昭和四十五年四月二日から昭和五十五年四月一日までに生まれた者（平成十六年四月一日現在で、満二十四歳から満三十三歳までの者）。学歴不問
-----	--

ただし、次の試験区分を受験する者については、それぞれ次の要件を満たす者に限る。

試験区分	資格・免許
獣医師	獣医師の免許の取得者又は平成十六年五月三十一日までに取得見込みの者
薬学	薬剤師の免許の取得者又は平成十六年六月三十日までに取得見込みの者
農業	改良普及員の資格の取得者又は平成十六年三月三十一日までに取得見込みの者
農業経営	改良普及員の資格の取得者又は平成十六年三月三十一日までに取得見込みの者
畜産	改良普及員の資格の取得者又は平成十六年三月三十一日までに取得見込みの者
林業	林業改良指導員の資格の取得者又は平成十六年三月三十一日までに取得見込みの者
水産	水産業改良普及員の資格の取得者又は平成十六年三月三十一日までに取得見込みの者

(二) 次の各号に該当しない者

- ア 日本の国籍を有しない者（試験区分「心理」、「児童福祉」及び「電気」を除く。）
- イ 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- エ 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

四 試験の日時、試験地、試験場及び合格発表

五 試験の種目、配点及び内容

第二次試験		第一次試験		区分
論文試験 (二〇〇点)	人物試験 (五〇〇点)	専門試験 (二五〇点)	教養試験 (二五〇点)	試験種目 及び配点
職務遂行に必要な適性についての検査	文章による表現力、課題に対する理解力等についての試験	職務遂行能力等をみる目的での個別面接(事前に自己紹介書の提出を求める)。 試験区分「行政」については集団討論も行う。 一定点に満たない者は不合格とする。	公務員として必要な一般的知識及び知能についての択一式(必須問題及び選択問題)による大学卒業程度の筆記試験	内 容

  

第二次試験	第一次試験	区分	日 時	試験地及び試験場	合格発表
七月下旬に松江市で実施する予定 (第一次試験合格通知の際に通知する。)	平成十五年六月十二日(日) 受付時間 八・三〇～ 九・〇〇 試験時間 九・三〇～ 一五・〇〇	大阪府 東京都 浜田市 松江市	大阪工業大学大宮学舎 (大阪市旭区大宮)	島根県立大学 (浜田市野原町) 専修大学神田校舎 (千代田区神田神保町)	島根大学教養二号館 (松江市西川津町)
八月二十八日に県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、受験者全員(棄権者を除く。)に試験の結果を通知する。	七月四日に県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、受験者全員(棄権者を除く。)に試験の結果を通知する。				

六 専門試験出題分野

試験区分	出題分野
行政 警察事務	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係
心理	一般心理学(心理学史、発達心理学及び社会心理学を含む。)、教育心理学、応用心理学、社会調査、統計学
児童福祉	社会福祉原論、児童福祉論、障害者福祉論、社会福祉援助技術、発達心理学
獣医師	家畜解剖学・家畜生理学・家畜薬理学、家畜内科学・家畜外科学・家畜寄生虫病学、家畜微生物学・家畜伝染病学、家畜繁殖学、獣医公衆衛生学、家畜衛生学・畜産一般
薬学	物理化学、分析化学、無機化学、有機化学、生化学、薬剤学、衛生化学
農業	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壌肥料学、植物生理学、農産物加工一般、畜産一般、農業経済一般
農業経営	農業経営学、農業経済学、農政学、農業法律、農村計画学、農業会計学、農業金融論、農業市場論、農業史、栽培学汎論、作物学、園芸学、畜産一般、生活経営一般、農業経営一般
畜産	家畜育种学、家畜繁殖学、家畜生理学、家畜飼養学、家畜栄養学、飼料学、家畜管理学、畜産物利用学、畜産経営一般
林業	林業政策、林業経営学、造林学、林業工学、林産一般、砂防工学
水産	水産学通論・漁政、水産生物学、水産海洋学・水産物理学、水産化学、水産資源学・水産増殖学、漁業学、水産利用学、水産経済

  

身体検査	職務遂行に必要な健康度を有するかどうかについての検査(医療機関で受診した健康診断書の提出により行う。)
------	---

(注) 第二次試験において、試験区分「建築」については、「建築設計」の筆記実技試験(二〇〇点)を行う。

農業土木	数学、応用力学、水理学、測量、土壌物理、農業水利、土地改良、農地造成、農業造構、材料・施工、農業機械、農学一般
土木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、材料・施工、都市計画、土木計画
建築	数学・物理、材料学、構造力学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工
電気	数学・物理、電磁気学、電気回路、電気計測・制御、電気材料、電子工学、電力工学、通信工学

七 受験手続

(一) 申込書の交付

ア 申込書は、島根県人事委員会事務局、島根県庁一階受付、隠岐支庁総務局、県内各総務事務所、川本総務事務所大田分室、島根県東京事務所、島根県大阪事務所、島根県広島事務所及び島根県九州事務所で交付する。

イ 申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「大卒程度請求」と朱書きし、百二十円切手をはったあて先明記の返信用封筒(角形二号)を同封して、島根県人事委員会事務局あて請求すること。

(二) 受験の申込み

所定の申込書に必要な事項を記入し、島根県人事委員会事務局に提出するか、または島根県人事委員会のホームページの申込画面からインターネットにより申込むこと。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「大卒程度申込」と朱書きし、書留にすること。

八 合格から採用まで

(一) 合格者は、それぞれの試験区分ごとに採用候補者名簿に登録され、各任命権者の請求に応じて成績順に推薦され、そのうちから採用者が決定される。

なお、採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として一年間とする。  
 (二) 資格又は免許の取得見込みを要件として受験した者が、所定の時期までに資格又は免許を取得できなかった場合や、三の受験資格を満たさない場合は採用される資格を失う。

九 給与

初任給は、平成十五年四月一日現在、原則として次のとおりである。このほか給与条  
 例等の定めに従い扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される。  
 なお、学校卒業後の経歴を有する者については、その経歴に応じて給料月額を決定す  
 る。

試験区分	学歴	年齢	初任給月額
獣医師及び薬学を除く試験区分	大学卒	二十二歳	一七一、五〇〇円
獣医師	大学卒	二十四歳	一九七、五〇〇円
薬学	大学卒	二十二歳	一七七、四〇〇円

島根県人事委員会告示第二号

地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第十八条第一項の規定に基づき、平成十五年島根県警察官(男性・大卒)採用試験を次のとおり実施する。

平成十五年五月九日

島根県人事委員会委員長 中村 寿夫

一 受付期間

平成十五年五月十三日(火)～同年六月六日(金)

受付時間は、午前八時三十分から午後五時まで(日曜日及び土曜日を除く)。郵送による場合は、六月六日までの消印のあるものに限り受け付ける。インターネットによる場合は、五月三〇日(金)午後五時までに到着したものに限り受け付ける。

二 採用予定人員及び職務内容

採用予定人員	職務内容
三十八名	警察本部又は警察署に勤務し、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に当たる。

(注) 採用予定人員は、変更する場合がある。

三 受験資格

区分	日 時	試験地及び試験場	合 格 発 表
第二次試験	八月下旬に松江市で実施する予定 (第一次試験合格通知の際に通知する。)	松江市 島根県職員会館 (松江市内中原町)	八月八日に県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、受験者全員(棄権者を除く。)に試験の結果を通知する。
		浜田市 島根県立浜田高等学校 (浜田市黒川町)	
第一次試験	平成十五年七月十三日(日) 受付時間 九・〇〇〜 九・一〇 試験時間(予定) 九・三〇〜 一七・〇〇	松江市 島根県職員会館 (松江市内中原町)	八月八日に県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、受験者全員(棄権者を除く。)に試験の結果を通知する。

四 試験の日時、試験地、試験場及び合格発表

オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)

ア 日本の国籍を有しない者

(二) 次の各号に該当しない者

イ 昭和五十七年四月二日以降に生まれた男性で、大学を卒業したもの又は平成十六年三月三十一日までに卒業する見込みのもの

ア 昭和四十八年四月二日から昭和五十七年四月一日までに生まれた(平成十六年四月一日現在で、満二十二歳から満三十歳までの)男性で、学校教育法による大学(島根県人事委員会が同等と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学」という。)を卒業したもの又は平成十六年三月三十一日までに卒業する見込みのもの

(一) 次の各号のいずれかに該当する者

五 試験の種目・配点及び内容

第二次試験		第一次試験		区分
身体検査	適性検査 (二〇〇点)	作文試験 (二〇〇点)	人物試験 (五〇〇点)	試験の種目・配点
職務遂行に必要な健康度を有するかどうかについての検査(医療機関で受診した健康診断書の提出により行う。)	職務遂行に必要な適性についての検査	文章による表現力、思考力等についての試験	警察官としての職務遂行能力等をみる目的での個別面接(事前に自己紹介書の提出を求める。)なお一定点に満たない者は不合格とする。	内 容
			別欄に掲げる対象特技(英語、柔道、剣道)の該当者に、程度に応じて一定点を加点する。	
			警察官として職務遂行上必要な体力を有するかどうかの検査 (九〇点) 反復横跳び、腕立て伏せ、立ち幅跳び、上体起こし、時間往復走を行うが、一定基準を満たさない者は不合格とする。	
			身体検査 (二八〇点) ・視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上、又は矯正視力が一・〇以上 ・色覚 正常であること。 ・聴力 正常であること。 ・指及び関節 正常であること。 ・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。	警察官として必要な一般的知識及び知能についての択一式による筆記試験
			警察官として職務遂行上必要な身体を有するかどうかの検査 なお、次の基準を満たさない者は不合格とする。 ・身長 一六〇センチメートル以上 ・体重 四七キログラム以上 ・胸囲 七八センチメートル以上	



別欄

対象特技	英語	準二級以上
	ア 実用英語技能検定(英検) イ TOEIC ウ TOEFL PBT CBT	四七〇点以上 四四七点以上 一三〇点以上
確認方法	エ 国際連合公用語英語検定(国連英検)	D級以上
	イ 提出された書類で必要事項が確認できない場合	

六 受験手続

(一) 申込書の交付

ア 申込書は、島根県人事委員会事務局、島根県庁一階受付、島根県警察本部警務課、県内各警察署、隠岐支庁総務局、県内各総務事務所、川本総務事務所大田分室、島根県東京事務所、島根県大阪事務所、島根県広島事務所及び島根県九州事務所で交付する。

イ 申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「警察官(男性・大卒) 請求」と朱書きし、百二十円切手をはったあて先明記の返信用封筒(角形二号)を同封して、島根県人事委員会事務局あて請求すること。

(二) 受験の申込み

申込書に必要な事項を記入し、島根県人事委員会事務局に提出するか、または島根県人事委員会のホームページの申込画面からインターネットにより申し込むこと。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「警察官(男性・大卒) 申込」と朱書きし、書留にすること。

七 合格から採用まで

(一) 合格者は、警察官採用候補者名簿に登録され、任命権者(警察本部長)からの請求に応じて成績順に推薦され、そのうちから採用者が決定される。

なお、採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として一年間とする。

(二) 大学を卒業する見込みであることを要件として受験した者について、所定の時期までに卒業できなかった場合や、三の受験資格を満たさない場合は採用される資格を失う。

(三) 採用後は、巡査に任命され、警察学校に入校し、六ヶ月間初任科教養を受けた後、島根県警察本部又は県内の各警察署に配置される。

八 給与

初任給は、平成十五年四月一日現在、大学卒二十二歳で月額一九六、五〇〇円で、このほか給与条例等の定めに従い扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される。

なお、大学卒業後の経歴を有する者については、その経歴に応じて給料月額を決定する。

正 誤

平成十五年四月二十五日付け島根県報第一、四六四号中に誤りがあったので次のように訂正する。

ページ	段	行	誤	正
二	下	始めから十	浜田市漁業協同組合の地区の区域	はまだ漁業協同組合の地区のうち浜田市の区域

平成十五年三月二十八日付け島根県報号外第五十一号に誤りがあったので、次のように訂正する。

毎週火・金曜日発行

ページ

二

段

上

行

終りから三

誤

「漁港漁場整備会長」

正

「漁港漁場整備課長」

平成十五年五月九日印刷  
平成十五年五月九日発行

発行者 島根県

発行所

松江学殿町南

松島根県印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)